

くらしの安心情報

情報ファイル NO.27

平成 19 年 11 月 12 日

布団販売の違う業者が次々に訪れ、防虫ケットを契約したが解約したい！

被害内容

【相談者 70 代女性】

5 年前に訪販で布団を購入しました。その 2 年後に、「布団を点検する」と言って業者が訪ねてきて布団のリフォームと洗濯を契約しましたが、後で違う会社であることがわかりました。先日、別の業者が「以前購入していた布団会社が倒産し債務整理に来た」とやって来て、防虫ケット等 25 万円の購入契約をしてしまいました。解約したいのですが。（県西部）

対処方法

これは、一度被害に遭った高齢者に対し、別の業者が次々と商品を販売する行為を繰り返し、被害がどんどん拡大していく次々販売の事例です。依然として多い相談です。

- ・最後の契約もクーリング・オフ（無条件解約）期間を過ぎていましたが、業者の勧誘に嘘があること、契約書面に不備があることなど問題が多いため、業者と交渉したところ解約になりました。
- ・事例のように、クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法などに問題があれば解約できる場合があります。
- ・契約するときは、業者名や目的をしっかりと確認し、必要ない時は、はっきりと断りましょう。
- ・被害にあったら、一人で悩まないですぐに家族・市町村相談窓口・消費生活センターにご相談ください。

また買わされ
ちゃった～



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)